22　代替資産が法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における同条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額は、同条第一項又は第九項の規定により損金の額に算入された金額に、前項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

第三十九条第十七項を同条第十八項とし、同条第七項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第十八項第二号」を「第十九項第二号」に、「第十六項及び第十八項」を「第十七項及び第十九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十四条第一項に規定する取得に係る部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一　既に代替資産の取得に充てられた額

二　法第六十四条第一項の既に取得をした代替資産が同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産につき同条第一項又は第九項の規定の適用を受ける場合における当該代替資産の取得価額のうちその適用に係る部分の金額

第三十九条の二第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十項第一号又は第十二項」を「第十一項第一号又は第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「保存していなければ」を「保存しなければ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前条第二十二項の規定は、代替資産が法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における法第六十五条第十二項において準用する法第六十四条第八項に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額について準用する。

第三十九条の三第五項第四号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改め、同条第六項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条の四第四項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された」を「第二条第二項に規定する公立博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設に該当する」に、「同項第四号」を「法第六十五条の三第一項第四号」に改める。

第三十九条の六第二項中「とする。」を「（法第六十五条の五第一項第二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）とする。」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条の七第二十四項第四号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条の八第二項及び第三項中「第六十五条の十第一項第二号」を「第六十五条の十第一項第三号」に改める。

第三十九条の十の二を削る。

第三十九条の十の三第一項、第三項及び第四項中「第六十六条の二の二第一項」を「第六十六条の二第一項」に改め、第三章第七節の二中同条を第三十九条の十の二とする。

第三十九条の十三の二第一項中「及び第五項から第十項まで」を「、第五項から第十項まで及び第十四項」に改める。

第三十九条の十四の三第一項第一号中「もの又は」を「もの、に、に限る。）及び」を「又は保険業若しくはこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものに限る。）及び」に、「に限る。）を」を「又は当該外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものに限る。）を」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

第三十九条の二十三の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第七項及び第八項」を「以下この条」に改め、同項第二号イ(1)中「(2)及び次項」を「以下この条」に改め、同条第九項第四号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項に定める金額とみなした場合における同項第二号ロに掲げる金額は、次の各号に掲げる金額を当該各号に定める金額とみなした場合における同項第二号ロに規定する損金算入限度額に前項に規定する当初申告非特定超過控除対象額が同項に規定する計算した金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額を加算した金額から同条第五項第一号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号ロ(1)(ii)に掲げる金額に同項に規定する当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額　同号ロ(1)(ii)に掲げる金額

二　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号ロ(2)(ii)に掲げる金額に同号ロ(2)の他の通算法人の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額（法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第四項の規定により特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額）の合計額を加算した金額　同号ロ(2)(ii)に掲げる金額

第三十九条の二十四第一項中「第六十六条の十二第一号」を「第六十六条の十二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十六条の十二第三号」を「第六十六条の十二第一項第三号」に、「及び同法第百十六条」を「、同法第百十六条」に、「とする」を「及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とする」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第二号中「五年」を「三年」に改め、同項第三号中「の法人」を「に規定する対象法人（第三項第一号において「対象法人」という。）」に改め、同条第二項中「事業年度」を「対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三項中「同項及び」を「同項並びに」に、「第十一項まで」を「第十項まで及び第十四項」に、「、当該事業年度」を「、当該対象事業年度」に、「算入して」を「算入するものとして」に、「の当該事業年度」を「の当該対象事業年度」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法人税法第五十七条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により当該対象法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

第三十九条の二十四の二第三項第二号中「又は第五十八条第一項」を削り、「事業年度」を「対象事業年度」に改め、同条第十一項中「は、」の下に「同項に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうち」を加え、「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、「（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第十四項中「、法第六十六条の十三第五項から第十項まで」を「、法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで又は第十四項」に、「」とあるのは「、特別益金算入規定（法第六十六条の十三第五項から第十項まで」とあるのは「の規定」とあるのは「、法第六十六条の十三第一項の規定及び特別益金算入規定（同条第五項から第十項まで及び第十四項」に改め、「金額は、」の下に「法第六十六条の十三第一項の規定及び」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十三項第一号中「事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「又は第五項」を「、第五項」に改め、「まで」の下に「又は第十四項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十一項の次に次の五項を加える。

12　法第六十六条の十三第十二項に規定する政令で定める金額は、法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額（次項において「通算前所得金額」という。）及び同条第一項に規定する通算前欠損金額（次項第一号イにおいて「通算前欠損金額」という。）とする。